

第40号議案

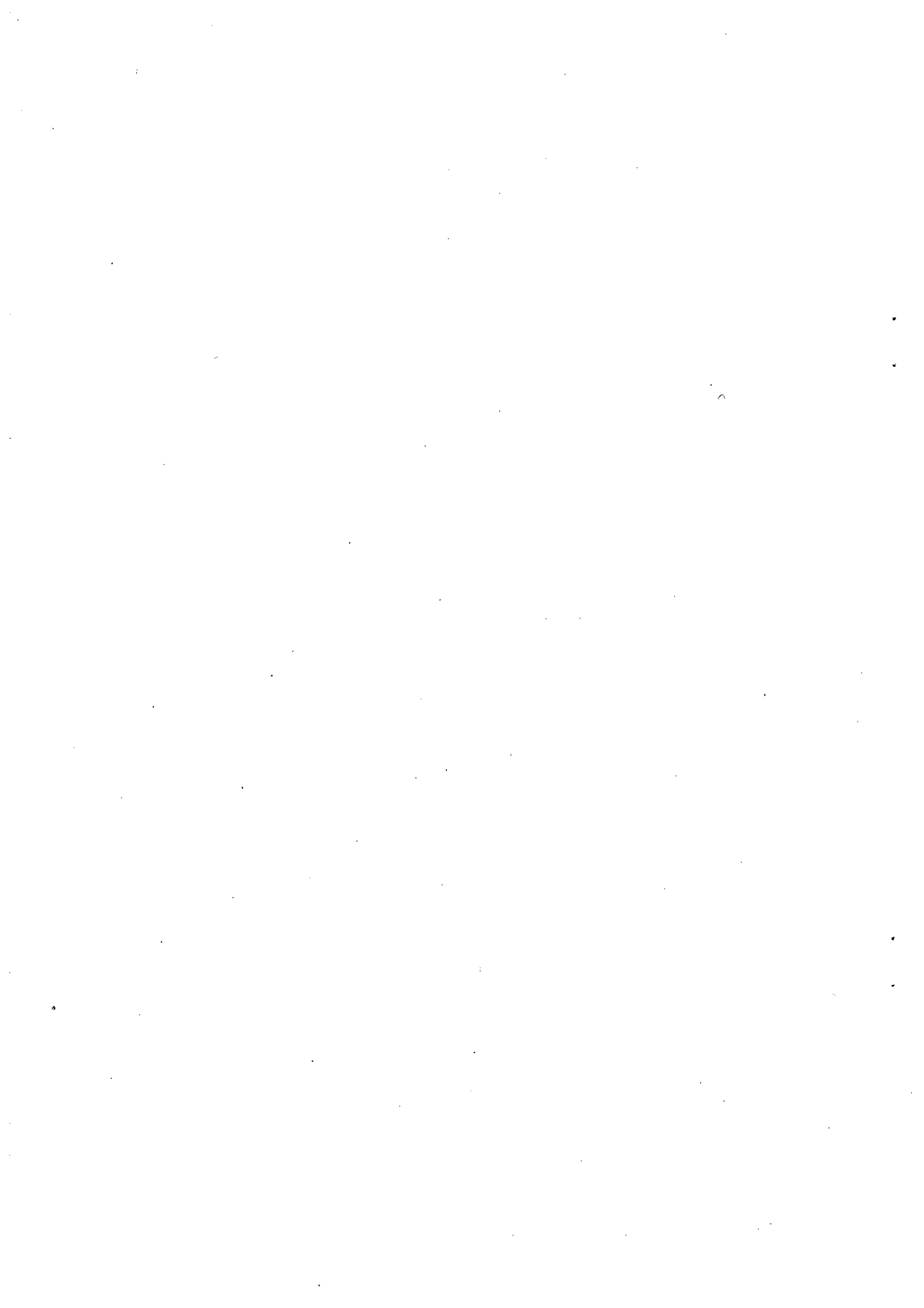
指定管理者の指定について

施設の名称 福井県立アーチェリーセンター
福井県立クライミングセンター

指定管理者候補者選定結果 …………… 1 頁

指定管理者指定申請書

福井県アーチェリー・クライミング振興協議会
…………… 3 頁



「福井県立アーチェリーセンター」および「福井県立クライミングセンター」の
指定管理者候補者の選定について

福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの指定管理者の申請の募集について、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 福井県アーチェリー・クライミング振興協議会
- 2 所在地 福井市合谷町1字5番地
- 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 選定理由

当該団体は、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査において、福井県立体育施設の設置および管理に関する条例で定める指定の基準を満たしていると評価されました。

特に、管理実績や管理能力を有していることや、ジュニア教室の開催による競技人口の拡大や国際大会で活躍を目指す選手強化支援の提案内容が優れており、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの設置目的を効率的に達成することができ、指定管理者にふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体数

1団体

- ① 福井市合谷町1字5番地 福井県アーチェリー・クライミング振興協議会

会長 牧野 治生

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

水沢 利栄	福井大学教育学部 教授
山根 裕	北陸税理士会坂井支部 副支部長
加藤 昌美	福井県レクリエーション協会 理事
田中 和弘	福井県交流文化部スポーツ課長

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		福井県アーチェリー・クライミング振興協議会
1 県民の平等な利用が確保されていること	適/不適	適
2 アーチェリーセンター、クライミングセンターの効用を最大限に発揮するものであること ・設置目的と事業内容との適合性 ・利用者のサービス向上のための取組み内容 ・利用者増、利用促進のための取組み内容 ・利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・その他、新たな企画提案の有無、内容 ・提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	160 108	
3 管理の経費の縮減 ・管理運営に係る県の支出経費 ・提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性	120	120
※ 各団体の申請額（5年間）	上限額 38,205千円	38,205千円
4 アーチェリーセンター、クライミングセンターの管理を安定して行う能力を有するものであること ・人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・物的能力（収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等）の内容 ・申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体） ・業務全般に対する取組み姿勢 ・提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	120	91
総合得点（満点400）	400	319

※ 点数は4名の選定委員の採点の合計点です。

③ 講評

- 審査基準1については、適と評価された。
- 審査基準2については、ジュニア教室開催による競技人口の拡大に向けた提案が評価された。クライミングは東京オリンピック種目に採用されるなど注目が高い競技であり、今後体験型イベントの実施など利用拡大に向けて更なる取り組みが望まれる。
- 審査基準3については、提案された管理経費は妥当であると評価された。
- 審査基準4については、アーチェリーセンター・クライミングセンターの現在の指定管理者として安定的に運営を行っており、アーチェリーおよびクライミング競技の技術指導に必要な指導員を配置できるなど施設運営のノウハウを十分有しているとして評価された。
- 以上の総合的な評価により、福井県アーチェリー・クライミング振興協議会は、指定管理者の指定の基準を満たしているものと評価された。

- 7 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。
 県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

アク協 第 9 号
令和2年11月30日

福井県知事 様

申請者 福井市合谷町1
福井県アーチェリー・クライミング振興協議会
会長 牧野 治生

指定管理者指定申請書

福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの管理に関する業務を行いたいので、福井県立体育施設の設置および管理に関する条例第6条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 センターの管理の業務に関する事業計画書（別添資料1）
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類（別添資料2）
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度の前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）（別添資料3）
- 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書（別添資料4）
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類（別添資料5）
- 6 センターの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類（別添資料6）
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類（別添資料7）
- 8 アーチェリーおよびクライミング競技に関する相当の知識、技能を有することを説明する書類（別添資料8）
- 9 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書（別添資料9）

別紙様式2

福井県立アーチェリーセンター、クライミングセンターの管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	その他（任意団体）			
団体名	福井県アーチェリー・クライミング振興協議会			
所在地	福井市合谷町1 福井県立アーチェリーセンター内			
代表者名	会長 牧野治生			
電話番号	0776-33-3444			
FAX 番号	同上			
メールアドレス	[REDACTED]			
設立年月日	平成10年1月31日			
資本金（基本財産）	なし			
従業員数	令和2年9月1日現在 福井県アーチェリー協会会員数 [REDACTED] 名（うち高校体育連盟 [REDACTED] 名） 福井県山岳連盟会員数 [REDACTED] 名（うち高校体育連盟 [REDACTED] 名）			
主な事業内容 （必要に応じ別紙）	アーチェリー競技およびクライミング競技の普及振興を図ること。			
同種の施設の管理運営業務の実績 （必要に応じ別紙）	名称	所在地	業務内容	運営期間
	県立アーチェリーセンター	福井市	施設管理運営	H 10.4.1～現在
	県立クライミングセンター	福井市	施設管理運営	H 10.4.1～現在
提携団体名	福井県山岳連盟 福井県アーチェリー協会			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、アーチェリーセンター・クライミングセンターの類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

「福井県立アーチェリーセンター、クライミングセンターの管理運営を行うにあたっての基本方針」

アーチェリーセンターは、幅11レーン、長さ90mの競技場と雨天練習場があり、そしてクライミングセンターは、高さ15mのクライミングウォールと屋内にはボルダリング競技とリード競技ができるトレーニング施設があり、両施設とも全国の中でも競技環境の整った有数の競技場である。

スポーツが世界共通の人類の文化であり、国民生活における多面にわたるその役割の重要性に鑑み、平成23年6月に「スポーツ基本法」が制定され、県では翌24年の3月に「スポーツ基本計画」が策定された。

この法律等の趣旨の則り、競技をする上で大変恵まれたトレーニング環境の施設を活用して、国民スポーツ大会で活躍できる選手を育成するとともに両競技の普及を図り、県のスポーツ振興に寄与する。

3 管理運営業務計画

※(1)～(4)については年度ごとの取組みが分かるように記載してください。

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

- ・福井県山岳連盟や福井県アーチェリー協会による競技普及のための利用者講習会の開催
アーチェリー 随時
クライミング 毎月2回(ボルダリング、ビレイ)
- ・利用者に対して競技指導を行う施設指導員の配置
原則として、アーチェリー 土日、クライミング 毎日
- ・利用者等からの苦情は、受付の施設管理人等から直ちに事務局長を通じ、関係団体等などにより処理
- ・競技施設の安全性について、施設指導員が監視
- ・開場時間を下記のとおりとする。
 - ① 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日および同法第3条に規定する休日 午前9時から午後9時まで
 - ② ①以外の日 午前10時から午後10時まで
- ・休場日については下記のとおりとする。
 - ① 月曜日(ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日もしくは同法第3条に規定する休日に当たる場合にあっては、その日を開場日とし、その直後の休日でない日を休場日とする。)
 - ② 12月29日から翌年の1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)
- ・施設管理者賠償責任保険、スポーツ災害補償保険の加入

(2) 施設の利用促進についての取組み

- ・センターで開催される利用者講習会や競技会について、新聞等マスコミに積極的に広報
- ・ホームページを通じて、利用者講習会や競技会のお知らせなど、情報の提供

- ・ジュニア（小中高生）を対象にした体験教室の開催
- ・国体を目指すジュニア（小中高生）アスリートを対象にした教室の開催
- ・県のチームふくいアスリート強化事業の認定選手や協会強化指定選手の利用料金減免

（３）施設の維持管理についての取組み

- ・点検整備、法令に基づく測定・検査、調査の実施
- ・施設管理者賠償責任保険、スポーツ災害補償保険の加入
- ・クライミングウォールについては、安全管理はもちろんのこと、いかに利用者個々に応じたトレーニング課題設定（ルート設定）がなされているかが施設運営の鍵。このため、専任のルートセッターを配置。また、著名なクライマーが競技会等で来場した際には、ルートセットも依頼し施設グレードの向上

（４）利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

- ・利用者講習会を開催し、競技人口の拡大を図る。
- ・施設管理人や利用者自らの清掃を徹底させ、清掃業務委託経費を軽減、ごみ持ち帰りの励行（講習会で利用者に徹底する。）
- ・冷暖房スイッチのこまめな切り替え（管理日誌に書き込む。）
- ・会議室利用の際の冷暖房費は、10円未満切捨てとする。

（５）利用者の要望等の把握および対応についての取組み

- ・普段から、施設指導員、施設管理人等は、利用者とのコミュニケーションを図ることに心がける
- ・利用者意見箱を施設に設置。提案された意見等については、運営委員会等で協議の上、回答する。また、ホームページで公表する。
- ・項目を絞って、利用者にアンケートを実施し、運営に反映させる。

（６）目標管理による業務の効果測定についての取組み

- ・利用料の免除や練習会場の提供、県のスーパーアドバイザー講習会の実施により、国体や全国の大会、国際大会での活躍を目指す選手強化をより支援し、全国競技会での入賞の増加
- ・講習会等を開催して一般の利用者数を拡大し、料金収入の増加も図っていく。

（具体的な取組み）

- ・より初心者や中級者が競技に親しめるよう、指導員に対し適切に指導できる競技資格取得の励行
- ・ジュニア教室の継続による競技人口の拡大と初心者講習会の継続実施
- ・競技大会のPRをより積極的に行い、競技への参加者、観戦者を増やす。
- ・アーチェリー競技、スポーツクライミング競技が国体、オリンピックの正式競技としてPRされることによる増

(7) その他

ア アーチェリーセンター、クライミングセンターの指定管理者を希望する理由

・競技の普及、強化が当協議会の趣旨に合致している。アーチェリー競技およびスポーツクライミング競技の普及振興を図り、県民に両競技の楽しさやおもしろさを広め、競技の底辺拡大、競技団体の基盤強化を図りたい。

そして、この施設利用を通じて、世界に通用するような競技者が輩出されればと考える。

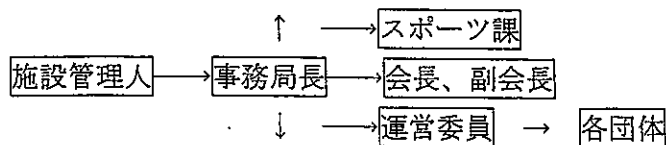
・とりわけ、アーチェリー競技とスポーツクライミング競技はルールに従って適切に競技や練習が実施されないと競技者等に危害が及ぶ危険性をはらんでいる。当協議会はこれら競技の専門家集団であることから、適切に競技指導ができる。

イ 外部委託の方針等

- ・競技指導は各競技団体が実施
- ・施設の維持管理の中で、法定維持管理業務等は各専門業者に委託
- ・火災報知機設備保守…入札（見積もり）による業者選定
- ・自家用電気工作物保安業務…入札（見積もり）による業者選定
- ・クライミングウォール保守点検…随契（XXXXXXXXXX）
- ・自動ドア保守点検…入札（見積もり）による業者選定
- ・館内定期清掃および窓ガラス清掃…入札（見積もり）による業者選定
- ・場内芝刈りおよび植栽管理…入札（見積もり）による業者選定
- ・機械警備…入札（見積もり）による業者選定
- ・ホームページの管理…随契（XXXXXXXXXX）

ウ 緊急時の対応

- ・原則、競技上におけるけがや事故については競技者の自己責任となることを講習会等で徹底する。
- ・施設瑕疵責任保険の加入
- ・福井県スポーツ協会で斡旋しているスポーツ安全保険加入斡旋
- ・競技指導員の配置
- ・クライミング指導員は、指導者用の保険加入（協会対応）
- ・防火施設管理者…事務局長
- ・非常時連絡体制



エ 個人情報の取扱いについての考え方

・「福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの個人情報保護要綱」にしたがって事務処理を行い、県の個人情報保護条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情

報が保護されるよう最大限の配慮する。

オ 地域および関係機関との連携

- ・施設管理人は、地元の人を雇用する。
- ・江守の里地区の体育会等の地元住民開催行事に当施設を無料で利用できる。
- ・競技については、県アーチェリー協会および県山岳連盟が指導する。

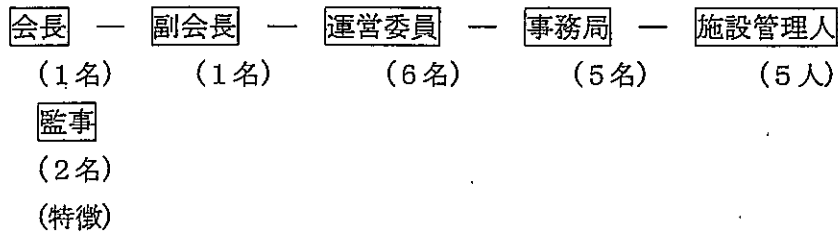
カ 自主事業その他の提案

・当協議会としての自主事業は特にありませんが、ホームページの運営等で利用促進を図ります。

4 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織

(組織図)



- ・競技指導に県アーチェリー協会、県山岳連盟の協力

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

①会長、副会長、運営委員…非常勤、無給

業務内容：運営方針等の決定

②事務局…非常勤、無給

業務内容：総務、経理

③施設管理人…アルバイト

勤務時間：(平日)

昼間 10時から18時まで1人

夜間 18時から22時まで1人

(土曜、休日、祝祭日)

昼間 9時から17時まで1人

夜間 17時から21時まで1人

業務内容：窓口受付、使用料徴収、館内清掃等

④人件費見込み額

年 5,844 千円

賃金 (事務員 @158 千円/月×12 月=1,896 千円)

(施設管理人 @10792 円/日×309 日=3,335 千円)

社会保険料等 613 千円

⑤配置義務資格

防火管理者

(3) 職員研修および人材育成方針

- ・競技指導には、県アーチェリー協会、県山岳連盟の認定指導員をあてる。
- ・指導員になるため、日本スポーツ協会公認スポーツ指導員資格を取得するよう働きかける。

5 令和3～7年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
使用料等収入	3,612	3,612	3,612	3,612	3,612	18,060	
その他の収入	158	158	158	158	158	790	
計 (A)	3,770	3,770	3,770	3,770	3,770	18,850	

支 出

(単位：千円)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計	備考
人件費	5,844	5,844	5,844	5,844	5,844	29,220	
消耗品費	253	253	253	253	253	1,265	
印刷製本費	95	95	95	95	95	475	
光熱水費	1,713	1,713	1,713	1,713	1,713	8,565	
修繕費	680	680	680	680	680	3,400	
委託料(外部委託)	2,591	2,591	2,591	2,591	2,591	12,955	
使用料・賃借料	88	88	88	88	88	440	
その他の支出	147	147	147	147	147	735	
計 (B)	11,411	11,411	11,411	11,411	11,411	57,055	

差引 (B) - (A)	7,641	7,641	7,641	7,641	7,641	38,205	
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--

この金額が、福井県が指定管理者に支払う委託料（消費税および地方消費税額を含む）となります（募集要項で定められた上限額を超えないこと）。

※積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

※消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。消費税は10%で計算してください。